

参考資料

オーストラリアの専門医

専門	専門医の称号	定義
1. 歯・顎頬面放射線学	歯・顎頬面放射線専門医	口腔状態の適切な評価をするために、口腔顎頬面領域の硬組織、軟組織、およびその他の構造を画像診断する歯科の分野。
	口腔・顎頬面放射線専門医	
	歯科放射線専門医	
2. 歯内療法学	歯内療法専門医	根管と根尖組織の形態学、病理学を取り扱う歯科の分野。通常の根管の生物学や病原学、診断、予防、病気や損傷に罹患した根管やそれに関連する根尖組織の治療などを含む。
3. 顎頬面口腔外科学	顎頬面口腔外科専門医	顎とそれに関連する構造の欠陥や損傷を診断し、外科的な治療を行う分野。
4. 口腔診断学	口腔診断専門医	顎頬面領域に慢性的かつ医学的障害をもつ患者のオーラルヘルスケアを行い、非外科的な処置を行う分野。
5. 口腔病理学	口腔病理専門医	顎頬面領域の疾患について扱う病理学分野。
6. 口腔外科学	口腔外科専門医	口腔と歯・歯槽組織に関連する領域の診断と外科的処置を行う分野。
7. 矯正歯科学	矯正歯科専門医	顎頬面の成長を誘導し矯正する歯科学の分野で、あらゆる不正咬合の診断、予防、介入、治療を行う。
8. 小児歯科学	小児歯科専門医	出生時から青少年期までの子どもで特別な処置を必要とする者に対して予防や治療を行う歯科の分野。医学的、行動学的、身体的、発達障害などの口腔顎頬面の問題を取り扱う。
9. 歯周病学	歯周病専門医	歯周組織の疾患や異常の治療、予防、診断を行う歯科の分野。
10. 歯科補綴学	歯科補綴専門医	欠損歯や隣接する口腔組織を代

		替物で補完することで口腔機能を再建し維持する歯科の分野。
11. 歯科公衆衛生学	歯科公衆衛生専門医	公衆に対して歯科健康教育を行い、調査に基づき歯科疾患の予防やコントロールのために政策をたてる歯科の分野である。
12. 特別歯科治療学	特別歯科治療専門医	知的障害者や医学的、肉体的、精神学的に問題を抱えているために、特殊な治療計画が必要な患者に対して処置を行う歯科の分野。
13. 法医歯科学	法医歯科専門医	<p>歯科学的観点から診査・評価を行い、法的な根拠を示す歯科の分野。</p> <p>法医歯科学には以下のことが含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 身元不明の遺体の確認 • 大惨事の身元不明の死者の個人の特定 • 咬痕傷害の診査と評価 • 暴行や外傷による顔面の損傷の診査と評価 • 生存者あるいは死者の年齢の評価 • 子どもの虐待の診査と評価 • 医療過誤や不正行為などの民事症例

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

地域やライフステージを考慮した歯および口腔の健康づくりの支援体制の構築に関する研究

オーストラリアの医療保険制度に関する調査

研究分担者 植野 正之 東京医科歯科大学大学院健康推進歯学分野 准教授

研究要旨

我が国の今後の歯科保健サービスを提供する体制や制度の改善に資するため、オーストラリアにおける歯科保健医療制度について現地での歯科保健関係者へのインタビュー、外国からの研究者招聘による情報収集、さらにインターネットや文献書籍等による資料収集により調査を行った。その結果、オーストラリアでは、医療保険に関しては、我が国と同様国民皆保険制度であるメディケアがあり、オーストラリア国民は比較的安価で医療を受けることができる。しかし、無料で受けられる医療サービスは医師の選択ができない公立病院のみに限られており、メディケアではカバーされない診療項目もあることから国民の約半数はより自由度の高い医療を求め民間の医療保険に加入していた。一方、歯科に関しては、子どもに対しては州で提供されている歯科サービスを利用することができるが、成人において公的な歯科サービスは低所得者対象等限られたものしか存在せず、民間保険が主体になっていた。

A. 研究目的

本研究の目的は、オーストラリアにおける歯科保健や歯科保健を推進するための組織・制度などの情報を調査・収集することである。

B. 研究方法

オーストラリアの歯科保健体制および制度について、現地での歯科保健関係者へのインタビュー、外国からの研究者招聘による情報収集、さらにインターネットや文献書籍等による資料収集を行った。

(倫理面への配慮)

本研究では、オーストラリアにおいて、す

でに官公庁などで公表されている既存のデータを収集して分析を行うので、倫理上の問題はない。

C. 研究結果

1. オーストラリアの基本情報

1) 人口

(1) 総人口

22,794,392 人（2012年1月現在）

(2) 年齢階級別的人口

1991年6月30日から2011年6月30日までの期間で、15~64歳の年齢層のオーストラリア総人口に占める割合は比較的安定し

ており、66.8%から 67.4%へとわずかに増加しただけであった。65 歳以上の年齢層の割合は 11.3%から 13.7%に増加しており、85 歳以上の年齢層の割合は 0.9%から約 2 倍の 1.8%に増加していた。一方、15 歳以下の子どもの割合は 21.9%から 18.8%に減少していた。

出典 : Australian Bureau of statistics, June 2011

2) 行政単位

6 つの州と 2 つのテリトリー（準州）から構成されている。

ニューサウスウェールズ州 (NSW)、ビクトリア州 (Vic)、クイーンズランド州 (Qld)、西オーストラリア州 (WA)、南オーストラリア州 (SA)、タスマニア州 (Tas)、オーストラリア首都準州 (ACT)、ノーザン準州 (NT)。

3) 保健医療専門職

医師、公認看護師 (registered nurse)、登録看護師 (enrolled nurse)、助産婦、歯科医師、歯科療法士 (dental therapist)、歯科衛生士、歯科補綴士 (dental prosthodontist) 、口腔保健療法士 (oral health therapist)。

- (1) 歯科療法士：幼稚園や小学校、中学校で歯科医師の監督の下、口腔内を診査し、治療する。
- (2) 歯科衛生士：歯科医師の指示の下、歯科の予防処置を行う。
- (3) 歯科補綴士：臨床歯科技工士 (clinical dental technician) のこと。義歯やマウスガードの設計、作製、修理、適合を行う。
- (4) 口腔保健療法士：歯科医師の監督の下、子どもや成人に対して、齲歯や歯周病の診断を行い、口腔ケアを行う。また、

学校や地域において予防歯科活動を行う。

出典 : Australian Dental Council, Australian Dental Association, NSW branch

4) 病院・診療所の数

2010 年 6 月末日現在、28,374 社の一般診療を行う医療ビジネスが存在し、これらの会社は 39,509 カ所で事業を行っている。

また、2010 年 6 月末日現在、10,105 社の専門診療を行う医療ビジネスが存在し、これらの会社は 17,169 カ所で事業を行っている。

2009 年～2010 年の期間では 1,326 件の病院があり、そのうち 736 件が公立救急病院、17 件が公立精神病院、293 件が私立の入院施設の無い病院、280 件がその他の私立病院であった。

出典 : Australian Institute of Health and Welfare

2. 医療保険制度

1) 医療保険の概要

オーストラリアの医療保険制度は複雑で、多くの公的保険、民間保険の提供者が存在し、財源とその調節機構も多岐に渡っている。

医療サービスは医師、看護師、その他の医療従事者、病院、診療所そして政府機関、非政府機関などにより提供されている。その資金は政府や民間の医療保険会社、個々のオーストラリア国民と、あらゆるレベルから供給されている。

公的医療提供システムの調整は、オーストラリア政府と州、準州の厚生省が担っており、オーストラリア政府、州、準州の保健の代表

者からなる委員会であるオーストラリア厚生大臣諮問委員会 (Australian Health Ministers' Advisory Council : AHMAC) がそれをサポートしている。オーストラリア厚生大臣諮問委員会は政策や、財源、財政問題の観点からオーストラリアの厚生大臣に助言を行っている。

図1は医療保険サービスの主な提供者、資金源、サービス提供の責任体制を示している。

中央の白い輪はサービスの主要な構成グループを示しており、その外側のリングは誰がどれ位の割合で資金を提供しているかを示している。最も内側の輪は、公的部門か民間部門あるいは双方かといった誰が実際にそのサービスを提供しているのかを示している。最も外側の輪は、それぞれのグループのサービスの資金源の割合を示している。資金はオーストラリア政府、州、準州、地方自治体からはもちろん、民間医療保険や患者の自己負担額で賄われている。オーストラリア政府の資金のうち国家の補助金や払戻金から間接的に拠出されている場合には点線の矢印で示されている。

中央の白い輪は、総医療費支出額に対するそれぞれのサービスグループが占める割合が大きさで示されている。公立病院、民間病院、歯科診療、薬局調剤がその主な構成要素である。地域と公衆衛生のグループには地域看護や公衆衛生教育のキャンペーンなども含まれる。医科診療には一般診療や専門家による診療はもちろん病理学や医学画像も含まれる。その他には、患者の輸送や手当、理学療法士や心理学者などの健康に携わる専門家が含まれる。運営と研究には州の保健医療課や病院や地域の健康管理・研究施設が含まれる。

内側の輪が示す民間部門には個々の医科

診療と薬局調剤が含まれている。また、公的部門のサービスは、公立病院の場合は州と準州政府、地域・公衆衛生に関するサービスに関してはオーストラリア政府、州、準州、そして地方政府より提供されている。

出典 : Australia's health 2010

2) 医療保険の種類

オーストラリアでは、医科に関しては、我が国と同様国民皆保険制度であるメディケアがあり、オーストリア国民であれば無料あるいは比較的安価で医療を受けることができる。しかし、無料で受けられる医療サービスは医師の選択ができない公立病院のみに限られており、メディケアではカバーされない診療項目もあることから、より自由度の高い医療を受けるためには民間の医療保険に加入することになる。一方、歯科に関しては、子どもに対しては州で提供されている歯科サービスを利用することができるが、成人におけるメディケアでの公的な歯科サービスは低所得者対象等非常に限られたものしか存在せず、民間医療保険が主体になっている。

3) 公的医療保険

(1) メディケア

1984年に始まったものでオーストラリアの市民権を持つ者や永住権を持つ者が無料あるいは低額で医療、眼鏡治療、入院治療を受けられることを補償するものである。また、オーストラリア国民は同時に民間の医療保険に加入することもでき、それらによる保健サービスとメディケアを自由に選択することができる。メディケアに加入すると1世帯に1枚メディケアカードが発行される。

メディケアは1973年に制定された健康保険法 (Health Insurance Act) で規定されて

おり、厚生局（Department of Human Services）が管轄している。メディケアの財源は、その4分の3が国の一般財源、残りが Medicare Levy である。Medicare Levy とは税の一種で、国民の課税対象所得から一定の税率で徴収されている。その税率は、現在は1.5%である。Medicare Levy は低所得者層（年収が 22,163 ドル以下）には減額措置があり、18,839 ドル以下であれば免除される。一方、ある一定以上の所得がある者に対しては Medicare Levy Surcharge と呼ばれる追加の税負担が存在する。これは、年収が一定額（単身 77,000 ドル、子どものいない世帯 54,000 ドル、子ども一人につき 1,500 ドル追加）以上の世帯で民間医療保険に加入していない場合、課税対象所得の 1% を更に徴収するものである。

また、メディケアには、Medicare Safety Net が導入されており、Out-of-hospital Medicare Benefits Schedule Services（医者との相談、X 線や病理検査などを含む医者による検査や診査、検眼師による眼の検査、医者によるほとんどの外科的処置、歯医者による外科的処置等）において、国民が医療費を過剰に自己負担することがないようにになっている。たとえば、診療報酬金額とメディケアから支払われる額との差額の累計が一年間に一定額（2012 で 413.50 ドル）を超えた場合に、それ以降のメディケアからの支払い額が診療報酬金額の 100% となる。また、実際の医療機関からの診療請求額とメディケアから支払われる額との差額の累計（総自己負担額）が一年間に一定額（2008 年：1198.00 ドルを超えた場合には、それ以降の自己負担額の 8 割をメディケアが支払うことになる。

メディケアでカバーされるため無料で受

診できる診療内容は以下のようになってい
る。

① 病院以外（一般開業医）での診療

患者は医者を自由に選ぶことができる。

- ・ 専門医を含む医者との相談
- ・ X 線や病理検査を含む病気の治療のために必要な検査
- ・ 医者によるほとんどの外科的または治療的処置
- ・ 認定された歯科医師による外科的処置
- ・ 脣顎口蓋裂における特別な処置
- ・ 慢性疾患管理プログラムの一部としての補助的な保健サービスのための特別な処置

② 病院での診療

公的な患者（Public Patient）としてメディケアを使って公立病院（Public Hospital）を受診した場合、その病院で指定された医者や専門医からの診療は無料で受けられる。しかし、2009 年から 2010 年の調査では、公立病院で外科処置などを受ける際には約 36 日間待たなくてはならないなどメディケアにより無料で診療を受けるためには不便な面もいくつかある。

もし、私的な患者（Private Patient）として民間（私立）、もしくは公立病院を受診した場合は自分で医者を選択することができる。その際、メディケアは治療費の 85%（入院費は 75%）を支払い、もし、民間医療保険に入っている場合は残りの全部あるいは一部を保険会社が支払うことになる。

③ カバーされない診療

- ・ 私的な患者としての病院費（ベッド代・看護代）

- 一般的な歯科健診および治療
- 救急車のサービス
- 自宅介護
- 理学療法、作業療法、言語療法、視機能治療、カイロプラクティック、足治療、心理療法
- 鍼灸治療
- 眼鏡およびコンタクトレンズ
- 補聴器およびその他の装置
- 人工装具費用
- 薬剤費
- 海外で発生した医療費
- 他人の責任で発生した医療費
- 臨床的に必要でない治療
- 審美的目的の外科治療
- 生命保険、老齢年金、共済組合加入のための健康診査
- 眼の治療

出典：Department of Human Services

4) 民間医療保険

2011 年の報告では、10,255,675 人、オーストラリア国民の 45.3% は民間医療保険によって病院治療費 (hospital treatment) がカバーされている。病院治療には病院で行われるほとんどの治療や処置が含まれる。また、11,888,197 人、人口の 52.5% は一般治療費 (general treatment) がカバーされている。一般治療には歯科、検眼、医薬品、理学療法、足治療および心理療法が含まれる。

年齢階級別にみると男女とも 50~70 歳の年齢層で民間保険に加入している人口が最も多くなっている。

2011 年 6 月 30 日現在、民間医療保険会社は 34 社あるが、その中で一番シェアが大きいのは Medibank Private Ltd (MPL) であ

り 27.7%、次いで BUPA Australia Pty Ltd (BUPA) の 26.9% で、両社で全体の半分以上を占めている。

出典：Private Health Insurance Administration Council Qtr Stats Sep 11 Annual Report on Operations 2010-11

5) 歯科の医療保険

原則として、公的歯科保険であるメディケアでは疾患を持った者や低所得者等に対する歯科サービスに限定される。しかし、子どもに対しては州単位で歯科サービスが提供されている。成人の歯科サービスに関しては民間歯科保険が主体となっている。

(1) 公的歯科保険

① メディケア慢性疾患歯科計画 (Medicare chronic disease dental scheme)

対象者は、慢性疾患に罹患し、介護が必要で、口腔内の状況が全身の健康状態に影響を与えており、あるいは与えていると考えられる者である。

歯科健診、予防処置、拔歯、充填、義歯がカバーされるが、審美的な理由による治療はカバーされない。

初診日から数えて 2 年間、対象となる歯科治療費に対して 4,250 ドルまで費用を請求できる。

歯科治療に対してメディケア給付を受けるためには、決められた基準を満たし、かかりつけ一般歯科医からの依頼が必要である。場合によっては、かかりつけ一般歯科医は義歯作成にあたり歯科補綴士に直接依頼することができる。また、入院患者に対する歯科治療は適応外である。

② メディケアティーン歯科プラン

(Medicare Teen Dental Plan)

2008 年 7 月 1 日より導入された。12 歳から 17 歳の低所得者の子どもが対象で、毎年 1 回の予防的歯科健診の費用が 150 ドルまで請求できる。予防的歯科健診には、X 線撮影、歯石除去、フッ化物局所塗布、歯科保健指導、食生活のアドバイス、フィッシャーシーラント等が含まれる。

③ 州による歯科サービス

各州で対象年齢は異なるが、子どもに対して無料または低額で口腔内診査、保健指導、X 線撮影、歯のクリーニング、フッ化物塗布、シーラント、充填、抜歯、専門歯科医への依頼等の歯科サービスを学校および地域の保健センターで提供している。また、成人に対してはメディケア対象者で年金生活者、ヘルスケアカード保持者等に対する歯科サービスが行われている。

出典 : Centre for Oral Health Strategy, NSW

(2) 民間歯科保険

個人または家族で民間の医療保険に歯科を付加 (ancillary) することで、一般の歯科診療所における治療費の全てあるいは一部がカバーされる。

2010 年では、5 歳以上の全人口の 53.8% がいずれかのレベルの民間歯科保険に加入している。45~64 歳の成人で歯科保険に加入している割合が最も高く 60.5%、65 歳以上では他の年齢層に比べ加入している割合が低く 42.5% であった。

15 歳以上の有歯顎の成人の 55.7% が歯科保険に加入しており、65 歳以上の年齢層では 47.3% が、45~64 歳の年齢層では 62.9% が加

入していた。それに対して、無歯顎の成人では歯科保険に加入している割合が低く、45~64 歳の年齢層では 18.7% が、65 歳以上の年齢層では 24.4% が歯科保険に加入していた。

2010 年の医療保険に加入している成人に対する調査では、歯科診療費のいくらかが保険で支払われている者は 78.7%、全て支払われている者は 7.8% であった。被保険者の成人のうち、歯科治療費用を全額自己負担している者は 9.4% であった。

歯科治療費の全てを自己負担している被保険者の成人のうち約 5 分の 1 に当たる 17.3% は歯科治療が大きな経済的負担になっていると答えていた。これに対し、全ての費用が保険で支払われている者では 1.3% が、一部支払われている者では 8.4% が経済的負担になっていると答えていた。

出典 : National Dental Telephone Interview Survey, 2010

2010 年では、民間医療保険会社は 33 億ドルの歯科治療請求額に対し 16 億ドルを支払っている。保険会社は他の一般治療に比べ歯科治療に対して遙かに多くの金額を支払っており、それは全体の約 52% に当たる。それに次ぐのは検眼の 18% である。

出典 : Australian Government. Private Health Insurance Ombudsman

(3) オーストラリアにおける歯科治療の費用

オーストラリアの歯科治療費は州毎に異なっており、また一般歯科医師と専門歯科医師によっても異なっている。

参考資料：オーストラリアの歯科治療費 一般医と専門医の治療費

3. 医療費

2009年から2010年におけるオーストラリアでの保健サービスとそれに関連する総医療費支出額は1,214億ドルと見積もられ、この期間の支出額は前年度に比べ7%（物価の上昇調整後では3.6%）、つまり79億ドル増加した。GDPに占める割合は、9.4%であり、前年度に比べ、0.4%増加した（表1）。

総医療費支出額のうち43.6%はオーストラリア政府、26.3%は州や準州からの支出であった。残りの30.1%が民間の医療保険会社（7.6%）、患者の自己負担額（17.5%）、およびその他（5.0%）であった（表2）。

一方、2009年から2010年における歯科の総支出額は約77億円と見積もられ、前年度から13.3%増加した。州や準州からの支出額は7億ドル、民間の提供者からの支出額は70億ドルであった（表3）。

2009年から2010年の歯科における総支出額の中では個人による支出額が最も多く、61.1%は患者の自己負担額として直接現金で支払われていた。それに次いで多い14%は医療保険を通して支払われていた。国の保険料の払戻しは歯科支出額の6.4%であった。その他、歯科の支出における国庫負担額は総支出額の18.1%を占め、そのうち、9.9%は国からの直接支出で、残りの8.2%は州と地方政府からの支出であった（表4）。

出典：AIHW health expenditure database and ABS 2011

D. 考察

オーストラリアには医科に関しては日本

のように国民皆保険制度であるメディケアがある。日本では、保険適用内であれば、一定水準の医療を、公立病院・私立病院の隔たりなく受けることができる。それに対して、オーストラリアのメディケアではこのような自由度はない。例えば、公立病院を受診する場合には無料だが、私立病院の場合は治療費の25%は自己負担になる。またメディケアではカバーされない診療項目もある。医療を受けるまでの待ち時間に関しても、緊急でない場合、オーストラリアでは公立病院で外科処置などを受ける場合などは平均で約36日待たなくてはならないなどの不便さがある。したがって、国民の約半数は、より快適な医療を受けるために民間医療保険にも同時に加入している。

歯科に関しては、成人の場合特殊なケースを除き治療費はメディケアのような公的保険ではカバーされないため、民間の医療保険に歯科を付加することで治療費をカバーすることになる。国民の約半数は歯科保険にも加入しているが、有歯顎者の方が無歯顎者に比べ加入率は高くなっていた。

オーストラリアの国民医療費は国の高齢化にともない、我が国同様毎年増加傾向を示している。2009年から2010年の国民医療費は1,214億ドル、GDPの9.4%であり、前年度に比べ0.4%増加していた。歯科医療費は国民医療費の6.3%（77億ドル）であった。一方、我が国の2010年の国民医療費は36兆6千億円、GDPの7.6%であり、前年度に比べ0.5%増加していた。そのうち歯科医療費は7.1%（2兆6千億円）である。

オーストラリアと我が国では医療費に入るものが異なるので単純な国際比較は難しいが、医療費のGDPに占める割合や歯科医療費の国民医療費に占める割合は両国で似

通っている。

E. 結論

オーストラリアでは、医科に関しては、国民皆保険であるメディケアがあるが、より快適な医療を受けるために国民の約半数は民間医療保険にも加入している。一方、歯科に関しては、民間保険が主体であり、特に成人に対しては公的な歯科サービスは低所得者対象等非常に限られたものしかない。日本のように誰でも簡単に歯科治療を受けられる環境にはないと言える。また、我が国と同様高齢化にともない国民医療費の増加が問題となっていた。

F. 研究発表

なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

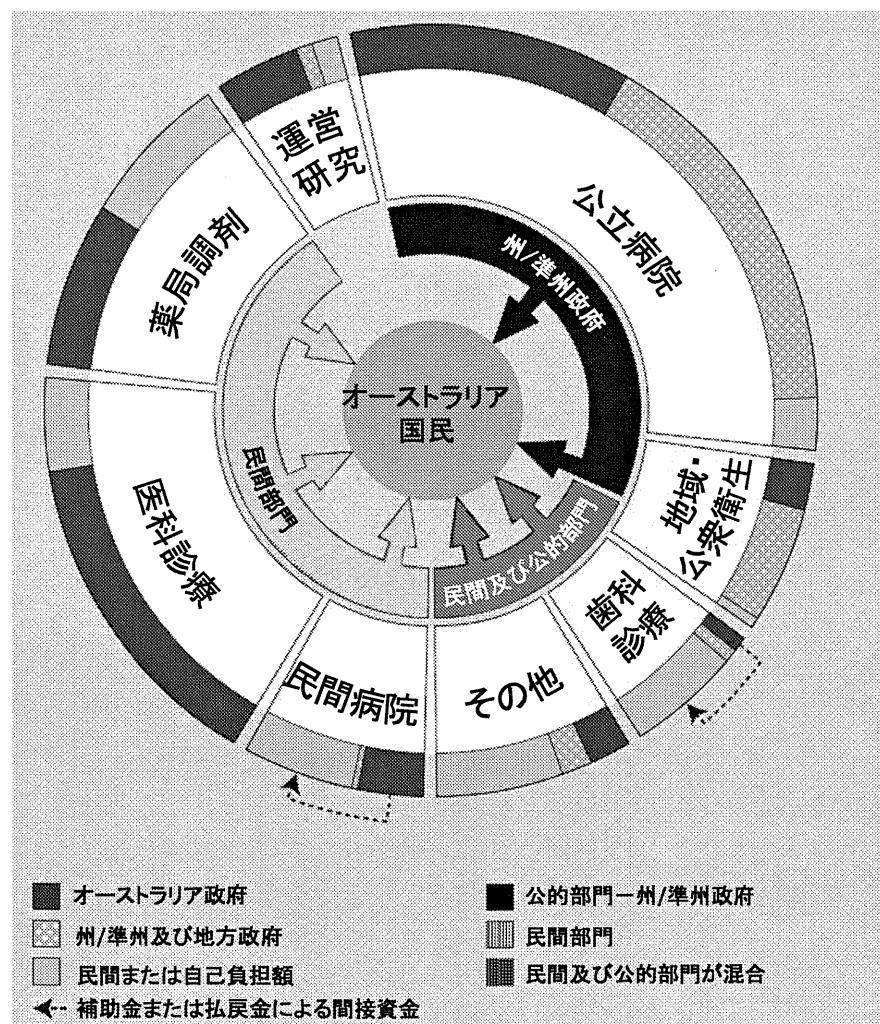


図1 オーストラリアの医療保険の資金源と責任体制

表1 1990–2000年から2009–2010年までの医療費の変化

年	総医療費 (100万ドル)	国内総生産 (100万ドル)	国内総生産に 対する割合(%)
1999–00	52,570	663,810	7.9
2000–01	58,269	708,919	8.2
2001–02	63,099	759,028	8.3
2002–03	68,798	804,261	8.6
2003–04	73,509	865,271	8.5
2004–05	81,061	926,447	8.7
2005–06	86,685	1,001,440	8.7
2006–07	94,938	1,091,633	8.7
2007–08	103,563	1,185,740	8.7
2008–09	113,445	1,255,241	9.0
2009–10	121,355	1,284,827	9.4

表2 1990–2000年から2009–2010年までの医療費の内訳

年	政府			非政府			
	オーストラリア 政府	州、準州、地方	合計	医療保険	個人	その他	合計
1999–00	44.3	24.9	69.2	6.9	16.7	7.3	30.8
2000–01	44.4	23.3	67.7	7.1	18.0	7.2	32.3
2001–02	44.0	23.2	67.2	8.0	17.5	7.2	32.8
2002–03	43.6	24.4	68.0	8.0	16.7	7.3	32.0
2003–04	43.6	23.6	67.2	8.1	17.5	7.3	32.8
2004–05	43.8	24.0	67.7	7.7	17.4	7.1	32.3
2005–06	42.8	25.3	68.0	7.6	17.4	6.9	32.0
2006–07	42.0	25.8	67.8	7.6	17.4	7.2	32.2
2007–08	43.2	25.5	68.7	7.6	16.8	6.9	31.3
2008–09	44.1	25.1	69.3	7.8	17.2	5.7	30.7
2009–10	43.6	26.3	69.9	7.6	17.5	5.0	30.1

表3 2005-2006年から2009-2010年の歯科医療費の内訳（100万ドル）

年	資金源						合計
	国	州・地方	国の保険料 払い戻し	保険会社	個人	その他	
2005-06	96	526	348	795	3,599	10	5,375
2006-07	114	532	369	865	3,860	10	5,749
2007-08	222	580	423	927	3,944	10	6,106
2008-09	539	640	426	1,034	4,129	22	6,790
2009-10	761	628	495	1,076	4,698	32	7,690

表4 2005-2006年から2009-2010年の歯科医療費の資金源（%）

年	資金源						合計
	国	州・地方	国の保険料 払い戻し	保険会社	個人	その他	
2005-06	1.8	9.8	6.5	14.8	67.0	0.2	100.0
2006-07	2.0	9.3	6.4	15.0	67.1	0.2	100.0
2007-08	3.6	9.5	6.9	15.2	64.6	0.2	100.0
2008-09	7.9	9.2	6.3	15.4	61.5	0.3	100.0
2009-10	9.9	8.2	6.4	14.0	61.1	0.4	100.0

表1 歯科治療一覧表（オーストラリア全土）

歯科治療費一覧 一般開業医 オーストラリア全土（2010年）						
項目番号	サービス	2010 人数=2564	2010 ドルの範囲 5%~95%	平均ドル 2009	平均ドル 2010	ドルの変化 2009~2010
一時間当たりの料金(ドル/時間)		730	220~600	383	386	0.8%
診断						
011 包括的な口腔診査		2518	42~100	57	59	3.6%
012 歯周疾患診査		2530	36~74	49	50	2.5%
013 歯科診断—制限あり		2436	31~74	46	47	1.5%
014 診察		2372	41~110	57	60	5.1%
022 標準レントゲン又は咬翼法レントゲン1枚当たり		2538	31~54	39	41	3.5%
037 パノラマ		880	52~141	94	97	3.4%
071 診断用模型1つにつき		2208	30~96	55	57	2.8%
072 口腔内写真		1109	12~77	33	36	7.3%
予防						
111 ブラークと着色の除去		2362	40~95	59	60	2.5%
114 歯石の除去(1回目)		2531	75~149	100	102	2.4%
118 歯面の漂白(1歯につき)		1593	21~295	82	82	0.3%
121/111 フッ素の局所塗布(1回につき ブラーク除去含む)		2366	20~119	51	50	-2.2%
141 口腔衛生指導		1467	16~67	38	37	-2.3%
151 マウスガード—間接法		2391	115~261	163	169	3.6%
161 フィッシャーシーラント(1歯につき)		2399	35~79	50	51	3.4%
歯周治療						
222 ルートプレーニング、歯肉縁下搔爬(1歯につき)		2084	21~198	114	89	-21.8%
232 歯周フラップ手術(1歯につき)		934	74~488	250	250	0.0%
口腔外科						
311 抜歯あるいは歯牙の一部除去		2506	112~248	151	157	4.3%
323 骨の削除を伴う歯牙の外科的除去		2288	190~449	275	283	3.2%
歯内療法						
411 直接覆雫法		2036	20~98	41	45	7.3%
415 根管内の化学的・機械的根管拡大・根管形成(1根管目)		2398	163~375	234	244	4.1%
416 化学的・機械的根管拡大・根管形成(2根管目以降)		2387	78~198	110	115	4.0%
417 根管充填(1根管につき)		2398	160~378	229	240	4.6%
418 根管充填(2根管目以降1根管につき)		2381	75~198	109	114	3.8%
419 抜髓/根管創面切除		2399	100~279	149	160	7.0%
455 根管貼薬(1歯につき)		2241	61~199	115	116	0.5%

項目番号 サービス	人数=2564	2010	2010 ドルの範囲	平均ドル	平均ドル	ドルの変化
		5%-95%	2009	2010	2009-2010	
一時間当たりの料金(ドル/時間)	730	220-600	383	386	0.8%	
修復治療						
511 金属修復(1面、直接法)	1940	90-178	119	123	4.1%	
512 金属修復(2面、直接法)	1962	111-209	145	149	2.6%	
513 金属修復(3面、直接法)	1944	131-245	171	174	1.2%	
514 金属修復(4面、直接法)	1887	145-299	195	197	1.4%	
515 金属修復(5面、直接法)	1823	161-348	224	228	1.9%	
521 着接着修復(1面、前歯、直接法)	2492	101-192	130	133	2.3%	
522 着接着修復(2面、前歯、直接法)	2488	120-237	156	160	2.3%	
523 着接着修復(3面、前歯、直接法)	2474	138-280	183	187	2.2%	
524 着接着修復(4面、前歯、直接法)	2413	151-330	211	216	2.5%	
525 着接着修復(5面、前歯、直接法)	2348	175-395	247	254	2.7%	
531 着接着修復(1面、臼歯、直接法)	2501	103-206	138	142	3.0%	
532 着接着修復(2面、臼歯、直接法)	2495	131-249	171	175	2.4%	
533 着接着修復(3面、臼歯、直接法)	2480	154-302	203	209	2.7%	
534 着接着修復(4面、臼歯、直接法)	2428	171-349	231	237	2.6%	
535 着接着修復(5面、臼歯、直接法)	2359	186-415	264	273	3.3%	
575 ピン支持(1ピンにつき)	2286	21-55	31	33	6.4%	
577 咬頭被覆(1咬頭につき)	2300	22-60	35	36	3.1%	
578 前歯の角の修復(1角につき)	2199	22-90	39	41	3.9%	
582 ベニア(直接法)	2295	182-595	294	309	5.2%	
583 ベニア(間接法)	2136	620-1580	944	996	5.5%	

項目番号 サービス	2010 人数=2564	2010 ドルの範囲 5%-95%	平均ドル		平均ドル 2010	ドルの変化 2009-2010
			2009	2010		
一時間当たりの料金(ドル/時間)	730	220-600	383	386		0.8%
補綴治療						
615 全部修復(ペニア、間接法)	2437	1100-1828	1368	1413		3.3%
618 全部修復(金属、間接法)	2262	1015-1790	1302	1361		4.5%
627 クラウンのための予備修復(直接法)	2195	105-394	194	203		4.6%
643 ブリッジのポンティック(間接法、ポンティック1つにつき)	2353	751-1691	1057	1116		5.7%
651 クラウンとペニアの再セット	2460	81-206	119	125		5.3%
661 インプラントのアバットメントの試適(アバットメントにつき)	1588	420-1619	837	868		3.7%
672 骨結合型インプラントへの完全被覆冠の試適(ペニア、間接法)	1638	1203-2525	1633	1693		3.7%
688 骨内インプラント一次埋入(インプラント1本につき)	855	610-3015	1893	1935		2.3%
711 上顎総義歯	2260	808-1801	1074	1117		4.0%
719 上下総義歯	2200	1325-3212	1923	2008		4.4%
721/733/731 上顎部分床義歯、6歯、両側遊離端、クラスブ2つ	2243	455-1352	865	886		2.5%
727/728 部分床義歯、鋳造メタルフレーム、1~2歯	2308	952-1990	1315	1355		3.0%
733 人工歯(部分床義歯用)	2170	26-78	39	42		6.3%
741 義歯調整	2095	33-99	58	58		0.4%
743 リライニング(総義歯)	2218	246-555	357	368		3.2%
763 総義歯床修理	2086	92-290	147	152		3.9%
768 部分床義歯への歯の追加(1歯につき)	2234	98-280	169	170		1.1%
776 印象(義歯修理用)	1970	30-88	53	53		0.1%
矯正						
821 能動的可綴式装置(1アーチにつき)	978	352-1650	703	738		
831 フルアーチバンディング(1アーチにつき)	432	502-4200	2159	2120		
総合サービス						
911 緩和ケア	1961	41-130	77	78		
926 個人トレーの作成(薬剤塗布)	2084	52-249	131	130		
965 咬合スプリント	2422	322-820	515	531		

表2 歯科治療一覧表（オーストラリア各州）

項目番号	サービス	歯科治療費一覧 一般開業医 オーストラリア各州（2010年）									
		ニューサウスウェールズ州	ビクトリア州	クイーンズランド州	南オーストラリア州	西オーストラリア州	タスマニア州	オーストラリア首都特別地域	ノーザンテリitory(北部準州)	オーストラリア全体	
		調査人數	697	514	388	298	431	69	96	2664	
	一時間当たりの料金(ドル/時間)		358	416	401	405	394	490	419	402	386
	診断										
011	包括的口腔診査		61	59	58	54	57	62	71	62	59
012	歯周疾患診査		52	50	49	48	50	53	56	55	50
013	歯科診断—制限あり		49	46	44	46	48	45	53	55	47
014	診察		60	60	59	55	60	62	67	63	60
022	標準レントゲン又は咬翼法レントゲン1枚当たり		40	41	40	42	41	40	43	44	41
037	パノラマ		98	95	93	99	99	100	100	127	97
071	診断用模型1つにつき		57	59	54	57	58	60	59	64	57
072	口腔内写真		38	37	34	35	32	31	38	35	36
	予防										
111	プラークと着色の除去		61	60	59	59	61	56	68	70	60
114	歯石の除去(1回目)		102	103	104	100	100	99	111	106	102
118	歯面の漂白(1歯につき)		83	82	85	78	76	83	100	51	82
121/111	フッ素の局所塗布(1回につき プラーク除去含む)		49	52	48	60	43	48	51	48	50
141	口腔衛生指導		38	38	32	37	39	36	40	46	37
151	マウスガード—間接法		179	160	166	174	160	164	173	166	169
161	フィッシャーシーラント(1歯につき)		52	52	52	46	53	52	51	67	51
	歯周治療										
222	ルートプレーニング、歯肉縁下搔爬(1歯につき)		88	98	87	96	62	108	140	110	89
232	歯周フラップ手術(1歯につき)		245	255	258	260	230	274	268	181	250
	口腔外科										
311	抜歯あるいは歯牙の一部除去		159	156	161	141	152	167	171	160	157
323	骨の削除を伴う歯牙の外科的除去		287	282	288	249	281	317	312	336	283

項目番号	サービス	ニューサウスウェールズ州	クイーンズランド州	南オーストラリア州	西オーストラリア州	タスマニア州	オーストラリア首都特別地域	ノーザンテリトリー(北部準州)	オーストラリア全体	
	調査人數	697	514	383	298	481	69	96	26	2564
一時間当たりの料金(ドル/時間)		358	416	401	405	394	490	419	402	386
歯内療法										
411 直接覆雫法		47	48	42	36	42	41	49	39	45
415 根管内の化学的・機械的根管拡大・根管形成(1根管目)		247	248	247	216	235	258	271	242	244
416 化学的・機械的根管拡大・根管形成(2根管目以降)		112	117	123	103	109	123	129	117	115
417 根管充填(1根管につき)		235	248	242	233	233	254	256	235	240
418 根管充填(2根管目以降1根管につき)		111	115	123	103	108	122	124	110	114
419 抜雫/根管創面切除		157	167	160	143	157	178	175	191	160
455 根管貼薬(1歯につき)		112	128	115	106	106	129	135	133	116
修復治療										
511 金属修復(1面、直接法)		124	125	121	113	125	141	140	131	123
512 金属修復(2面、直接法)		150	151	148	136	146	165	163	153	149
513 金属修復(3面、直接法)		178	173	171	161	170	190	192	190	174
514 金属修復(4面、直接法)		200	196	197	187	192	220	225	214	197
515 金属修復(5面、直接法)		230	227	233	215	220	244	255	247	228
521 接着修復(1面、臼歯、直接法)		136	136	131	121	130	147	146	151	133
522 接着修復(2面、臼歯、直接法)		164	161	158	144	153	176	173	164	160
523 接着修復(3面、臼歯、直接法)		192	187	185	173	178	199	199	215	187
524 接着修復(4面、臼歯、直接法)		222	216	216	200	201	229	230	251	216
525 接着修復(5面、臼歯、直接法)		260	251	268	226	232	273	267	293	254
531 接着修復(1面、臼歯、直接法)		145	143	140	129	136	157	150	161	142
532 接着修復(2面、臼歯、直接法)		179	176	174	160	174	186	183	199	175
533 接着修復(3面、臼歯、直接法)		215	207	209	193	204	221	220	228	209
534 接着修復(4面、臼歯、直接法)		243	234	238	217	228	253	253	284	237
535 接着修復(5面、臼歯、直接法)		276	273	282	241	260	292	286	326	273
575 ピン支持(1ピンにつき)		33	35	34	31	34	33	33	33	33
577 咬頭被覆(1咬頭につき)		35	37	36	34	38	37	37	37	36
578 前歯の角の修復(1角につき)		38	46	38	36	44	41	41	44	41
582 ベニア(直接法)		313	325	310	262	291	337	319	306	309
583 ベニア(間接法)		1007	1020	1013	879	922	1179	1070	1101	996

項目番号	サービス	ニューサウスウェールズ州			クイーンズランド州			南オーストラリア州			西オーストラリア州			タスマニア州			オーストロ-リヤ首都特別地区			ノーザンテリトリー(北部準州)			オーストラリア全体					
		サービス	調査人數	697	アース	サービス	アース	697	アース	サービス	アース	697	アース	サービス	アース	697	アース	サービス	アース	697	アース	サービス	アース	697	アース			
一時間当たりの料金(ドル/時間)		358		416		401		405		394		490		419		402		386										
補綴治療																												
615 全部修復(ペニア、間接法)		1406		1429		1461		1337		1353		1458		1501		1526		1413										
618 全部修復(金属、間接法)		1362		1387		1363		1279		1342		1388		1497		1383		1361										
627 クラウンのための予備修復(直接法)		200		219		186		175		220		216		227		230		203										
643 ブリッジのポンティック(間接法、ポンティック1つにつき)		1132		1160		1106		962		1064		1253		1194		1220		1116										
651 クラウンとペニアの再セット		122		135		127		112		115		137		137		131		125										
661 インプラントのアバットメントの試適(アバットメントにつき)		815		904		838		798		1026		1011		902		808		868										
672 骨結合型インプラントへの完全被覆冠の試適(ペニア、間接法)		1742		1743		1687		1546		1578		1652		1773		1816		1693										
688 骨内インプラント一次埋入(インプラント1本につき)		2048		1991		1801		1479		1952		2161		2218		2491		1935										
711 上顎総義歯		1120		1108		1135		998		1128		1354		1271		1345		1117										
719 上下総義歯		2017		1984		2064		1769		2034		2348		2207		2549		2008										
721/733/731 上顎部分床義歯、6歯、両側遊離端、クラス2つ		911		882		859		866		846		969		959		972		886										
727/728 部分床義歯、鋳造メタルフレーム、1~2歯		1349		1392		1344		1255		1347		1519		1460		1343		1355										
733 人工歯(部分床義歯用)		42		42		41		42		45		43		47		42		42										
741 義歯調整		59		60		57		55		59		71		64		59		58										
743 リライング(総義歯)		364		367		361		378		372		442		407		414		368										
763 総義歯床修理		155		155		150		138		144		207		168		203		152										
768 部分床義歯への歯の追加(1歯につき)		172		169		172		164		165		205		183		200		170										
776 印象(義歯修理用)		51		55		52		52		51		60		57		62		53										
矯正																												
821 能動的可綴式装置(1アーチにつき)		731		788		713		627		755		761		684		808		738										
831 上下顎バンド装着(1顎につき)		1974		2271		2212		2078		2145		1242		2360		2867		2120										
総合サービス																												
911 緩和処置		79		79		78		65		78		78		85		82		78										
926 個人トレーの作成(薬剤塗布)		126		134		133		124		132		141		119		148		130										
965 咬合スプリント		554		528		517		466		526		561		591		573		531										

表3 一般開業医と専門医の歯科治療費の比較

サービス	オーストラリアの一般開業医と専門医の歯科治療費の比較(2010年)					
	一般開業医		専門医		差(%)	
	費用(ドル)	人数=256 平均	費用(ドル)	人数=38 平均	専門医の料金 > GPの料金	
一時間当たりの料金(\$/時間)	730	386	86	452	17%	
診断						
011 包括的な口腔診査	2518	59	159	77	30%	
012 歯周疾患診査	2530	50	159	53	6%	
014 診察	2372	60	248	82	37%	
022 標準レントゲン又は咬翼法レントゲン1枚当たり	2538	41	138	43	5%	
037 パノラマ	880	97	94	88	-9%	
071 診断用模型1つにつき	2208	57	201	60	5%	
072 口腔内写真	1109	36	156	36	3%	
予防						
114 歯石の除去(1回目)	2531	102	80	116	14%	
118 歯面の漂白(1歯につき)	1593	82	37	102	24%	
151 マウスガード—間接法	2391	169	116	167	-1%	
161 フィッシャーシーラント(1歯につき)	2399	51	46	56	10%	
歯周治療						
222 ルートプレーニング、歯肉縁下搔爬(1歯につき)	2084	89	45	101	13%	
232 歯周フランプ手術(1歯につき)	934	250	49	288	15%	